

スクエアダンス体験会 あなたもやってみませんか？

スクエアダンスは、軽快な音楽に乗って歩きながら隊形を変えていくダンスです。

激しい動きはありませんので、誰でも楽しめます。歩くことで健康増進、また基本の動きを瞬時に思い出して踊るので「脳トレ」にもなります。やっているうちに笑顔になり、気持ちも明るくなります。ぜひ体験会にお越しください。その後、メンバーとして入会することもできます。

- ▶日時：3月8日(土)・15日(土) 午後5時～6時30分 ※1日だけの参加も可能です。
 - ▶場所：取手市相馬公民館（取手市桐木 2423）
 - ▶対象：どなたでも
 - ▶参加費：無料
 - ▶持ち物：飲み物、動きやすい服装、室内用靴
- ※申し込みは不要です。当日直接会場にお越しください。

☎ 藤代スクエアダンスクラブ 田辺
☎ 090 - 9006 - 5961

手続き・申請

児童扶養手当を ご存じですか？

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない0～18歳（高校3年生まで）の子どもを養育している家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されません。詳しくは市ホームページをご覧ください。

- ※事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合は支給されません。
- ※児童の心身に、おおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳まで受給できる場合があります。
- ※公的年金を受給している方は、年金受給

額が児童扶養手当額を上回る場合、手当を受給することができません。障害基礎年金を受給している方は、児童扶養手当額が障害基礎年金の「子の加算額」を上回る場合、手当を受給できる場合があります。

☎ 伊奈庁舎みらいこども課（内線 4202）

小規模工事等契約希望者 登録制度をご存じですか？

本市が発注する工事などのうち、小規模な工事などの受注および施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることで、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。登録を希望する方は申請してください。

- ▶対象：市内に主たる事業所を有する法人または住所を有する個人で、市競争入札参加資格審査を申請していない方
- ▶申請期間：3月3日(月)～31日(月)（土・日・祝日を除く）
- ▶登録期間：5月1日(木)～令和9年4月30日
- ▶提出書類：詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶申請方法：下記問い合わせ

先まで直接持参または郵送

☎ 伊奈庁舎財政課（内線 2207）〒300 - 2395 つくばみらい市福田 195
つくばみらい市役所 総務部 財政課 契約検査係



小児マル福は入院も外来も 18歳まで対象です

小児マル福は、市内に住所があり各種健康保険に加入している0～18歳の方が対象で、健康保険を使用して受診した場合の自己負担分を助成する制度です。

■外来受診時は

健康保険資格が確認できるもの・マル福受給者証を窓口に提示して、マル福外来自己負担金（医療機関ごとに1日最大600円、月最大2回）をお支払いください。3回目以降の自己負担はありません。

■調剤薬局では

健康保険資格が確認できるもの・マル福受給者証を窓口に提示してください。自己負担分は助成されるため、お支払いはありません。

■入院時は

健康保険資格が確認できるもの・マル福受給者証を窓口に提示して、マル福入院自己負担金（医療機関ごとに1日最大300円、月最大3,000円）をお支払いください。※中学生以上の方には、入院マル福受給者証は自動郵送していません。事前に国保年金課へ申請するか、医療機関でお支払い後に、返金手続きをしてください。ただし、マル福受給者証の有効期限の部分に「外来のみ有効」と記載が無い場合は、入院用としても使用できますので、申請は必要ありません。

■茨城県外の医療機関では

他県ではマル福受給者証は使用できません。医療機関窓口で健康保険および限度額情報が確認できるものを提示し、健康保険自己負担分をお支払いください。その際は必ず領収書を受領し、返金手続きをしてください。

■返金手続きについて

▶申請に必要なもの

医療機関の領収書、マル福受給者証、健康保険資格が確認できるもの、口座番号のわかるもの、本人確認できる身分証明書、高額療養費制度および付加給付金等の支給額が分かる書類（社会保険の方で各制度に該当している場合のみ）

▶申請場所：国保年金課（伊奈庁舎 1階）、市民窓口課（みらい平市民センター 1階）
☎ 伊奈庁舎国保年金課（内線 4406）

農業委員会 各種申請

3月の農地法に基づく許可申請の受付期間は下記のとおりです。

▶受付期間：3月21日(金)～25日(火)

※定例総会は4月10日(木)の予定です。

☎ 谷和原庁舎農業委員会事務局
（内線 6300～6302）